

第3編 震災対策編

目 次

第3編 震災対策編

第1章 総 則	1
第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件	1
第2節 本市の地震被害の状況	4
第3節 地震被害想定	5
第2章 予 防	10
第1節 防災意識の高揚	10
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	12
第3節 防災訓練の実施	13
第4節 避難行動要支援者対策	13
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	13
第6節 震災に強いまちづくり	14
第7節 地盤災害予防対策	15
第8節 農林水産業関係災害予防対策	15
第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備	16
第10節 情報通信・放送網の整備	16
第11節 避難体制の整備	17
第12節 警察における活動体制の整備	18
第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	19
第14節 保健医療体制の整備	21
第15節 緊急輸送体制の整備	21
第16節 防災拠点の整備	21
第17節 建築物の災害予防対策	22
第18節 インフラ施設等の災害予防対策	25
第19節 危険物施設等の災害予防対策	26
第20節 岩石採取場等の災害予防対策	26
第21節 学校・社会施設等の災害予防対策	26
第22節 航空消防防災体制の整備	26
第23節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備	26
第24節 孤立集落の災害予防対策	26
第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備	26
第3章 応急対策	27
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	27
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	31
第3節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	32
第4節 災害救助法の適用	32
第5節 災害発生時の避難対策	33
第6節 要配慮者の支援	35
第7節 警察における活動体制	35
第8節 救急・救助活動・消火活動	36
第9節 医療救護活動	37
第10節 二次災害防止活動	38
第11節 緊急輸送活動	38
第12節 物資・資機材等の調達・供給活動	38

第13節	農林水産業関係対策	38
第14節	保健衛生活動	39
第15節	障害物等除去活動	39
第16節	災害廃棄物処理活動	39
第17節	学校・社会施設等の応急対策	39
第18節	住宅応急対策	39
第19節	インフラ施設等の応急対策	39
第20節	危険物施設等の応急対策	39
第21節	広報活動	39
第22節	ボランティアや義援金・寄付金の受入	39
第23節	孤立集落の応急対策	39
第24節	自主防災活動	40
第4章	復旧・復興	41
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	41
第2節	住民生活の早期再建	41
第3節	インフラ施設等の早期復旧	41
第5章	南海トラフ地震関連情報発表時の緊急応急対策	42
第1節	基本方針	42
第2節	南海トラフ地震関連情報発表時の対応	42

第1章 総 則

第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

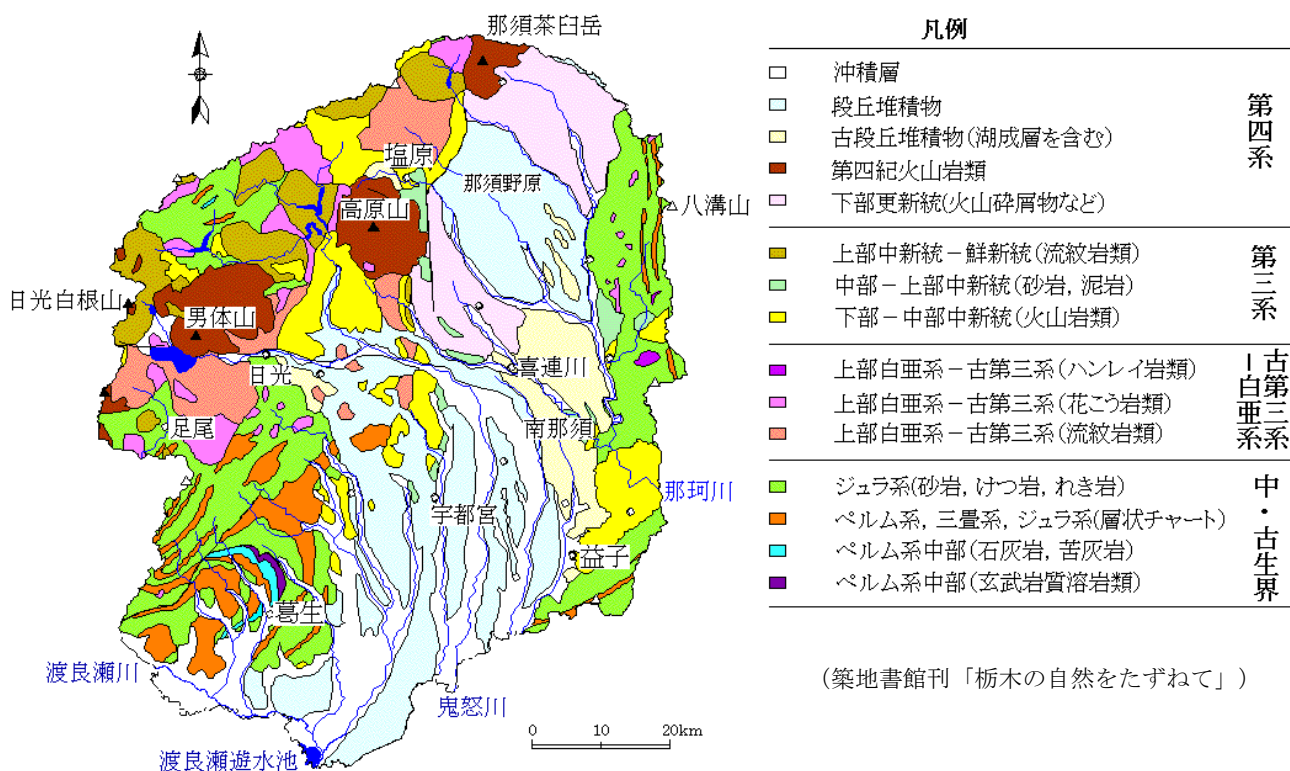
第1 地質の概要

本市の地質をみると、低地には沖積層が分布し、山地部には段丘堆積物が分布している。このうち低地にみられる沖積層は、新生代第四紀の最も新しい時代の堆積物であり、多量の水分を含み、緩んだ状態で堆積している地層で、主に後背湿地や三角州、小おぼれ谷、潟湖や湿原跡など、海岸平野や大河川沿いに厚く分布している。この沖積層は一般に軟弱地盤といわれ、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

一方、山地部を構成する地層は、主に古期岩類でチャートや砂岩の堆積物から成っており、古生代二畳期から中生代ジュラ紀（約3億年から2億年前）のものであると考えられている。チャートは岩体、岩片とも著しく堅く、急傾斜や急崖をつくっている。

一般に、山地の斜面災害といえば、梅雨、秋雨前線や台風に伴う豪雨によって発生する山崩れや土石流がよく知られているが、地震によっても斜面崩壊が起こり、過去の大規模地震では、多数の崩壊が広範囲に発生している。

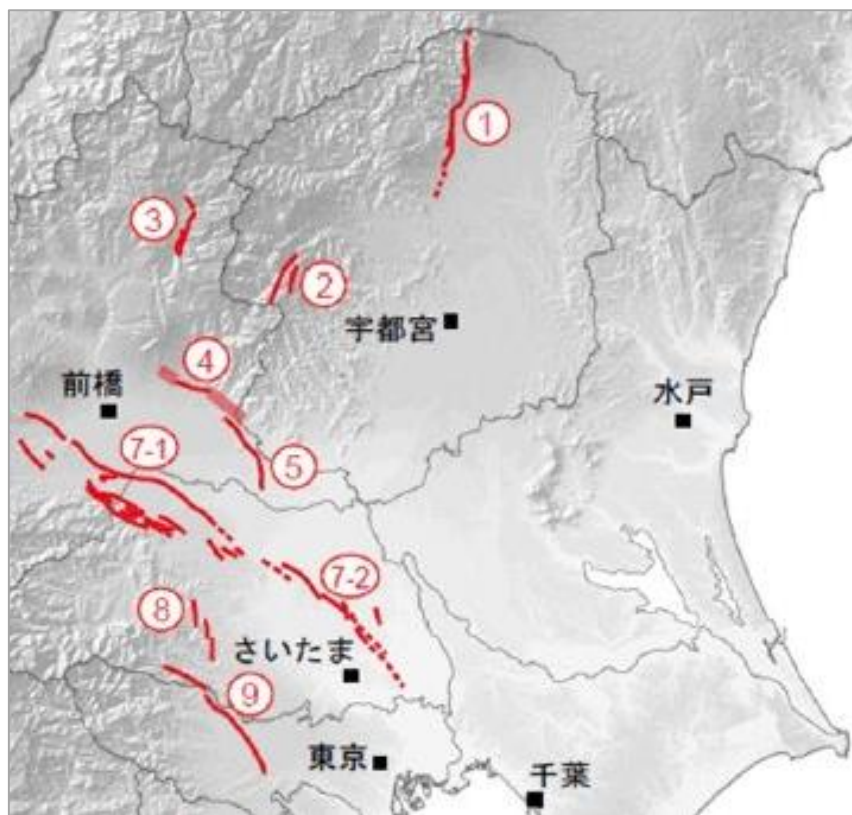
また、山間部の急斜面だけでなく、都市周辺の崖下、崖上も地震の際には崩壊しやすい箇所である。



第2 活断層の分布等

地震調査研究推進本部によると、本市周辺の主な活断層は次の9つが把握されている。これらの地震が発生した場合、本市域で予想される最大震度は5強である。

本市周辺の主な活断層と予想震度等

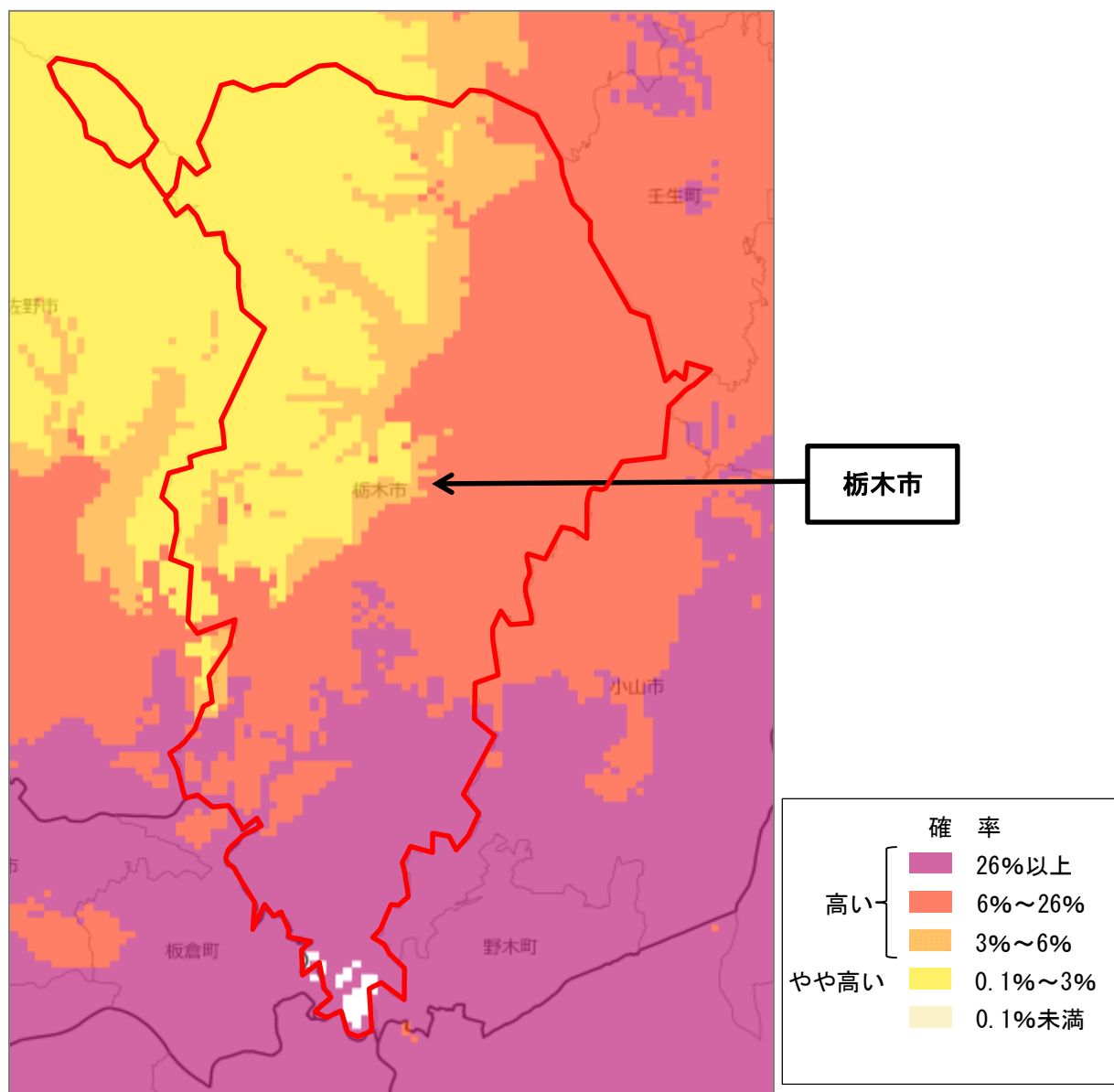


No	断層名	マグニチュード	予想震度 (市内最大)	地震発生確率 (30年以内)
1	関谷断層	7.5程度	5 強	ほぼ0%
2	内ノ籠断層	6.6程度	5 強	不明
3	片品川左岸断層	6.7程度	5 強	0.4%～0.6%以上
4	大久保断層	7.0程度以上	5 強	0.6%
5	太田断層	6.9程度	5 強	不明
7-1	深谷断層帯	7.9程度	5 強	ほぼ0%～0.1%
7-2	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	5 強	ほぼ0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	5 強	不明
8	越生断層	6.7程度	5 弱	不明
9	立川断層帯	7.4程度	5 弱	ほぼ0.5%～2%

(地震調査研究推進本部「栃木県の地震活動の特徴」)

第3 地震動の発生確率

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年以内に本市に震度6弱以上の揺れをもたらす可能性のある地震が起こる確率は、市の北西部で3%未満、市の南部では26%以上と予想されている。



今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

(基準日：2021年1月1日、防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」)

第 2 節 本市の地震被害の状況

本市における地震の発生状況、本市を取り巻く地震環境、過去に本市に被害をもたらした地震及び本市周辺で起こる主な地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第 1 主な被害地震

近年、本市に被害をもたらした主な地震は次のとおりである。

1 茨城県南部地震（平成 8（1996）年 12 月 21 日）

マグニチュード 5.6。東北地方から北陸及び中部地方にかけて地震を感じた。県内では、日光市中宮祠、今市市瀬川、益子町益子で震度 5 弱、宇都宮市明保野町、足利市名草上町、栃木市旭町で震度 4、大田原市黒羽田町、那須塩原市墓沼、那須烏山市中央で震度 3 を観測。被害は軽症者 1 名（鹿沼）、一部破損 47 棟（宇都宮、足利、栃木、小山、南河内、益子）、被害額は 927 千円となった。

2 東北地方太平洋沖地震（平成 23（2011）年 3 月 11 日）

マグニチュード 9.0。牡鹿半島の東南東 130km 付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約 400km、幅約 200km に及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。東日本を中心に、死者 19,418 名、行方不明者 2,592 名、負傷者 6,220 名の人的被害、全壊 121,809 戸、半壊 278,496 戸の住家被害が発生。

県内では最大震度 6 強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者 4 名、負傷者 133 名の人的被害、全壊 261 棟、半壊 2,118 棟の住家被害が発生。市内の被害は、軽傷者 2 名、半壊 1 棟、一部破損 1,397 棟であった。

（令和 3（2021）年 3 月 9 日現在、消防庁）

第3節 地震被害想定

地震災害に迅速かつ的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、栃木市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定し、その場合の被害を予測する。ここでは、栃木県が実施した地震被害想定のうち、栃木県庁及び栃木市役所の直下で地震が発生した場合と、首都直下地震が発生した場合の本市における被害想定結果を示す。

第1 地震被害の想定

県では、平成25年度に地震被害想定調査を実施している。本調査では、県の地域防災計画や防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として活断層等の地震、どこでも起こりうる直下の地震として次の地震を想定し、被害を予測している。

- ・関谷断層を震源とする地震(M7.5)
- ・関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震(M8.0)
- ・東京湾北部を震源とする地震(M7.3)
- ・茨城県南西部を震源とする地震(M7.3)
- ・県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)
- ・市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)

※その他東北地方太平洋沖地震、県庁直下に震源を仮定した地震(M8.0)についても調査の参考として被害想定を行っている。

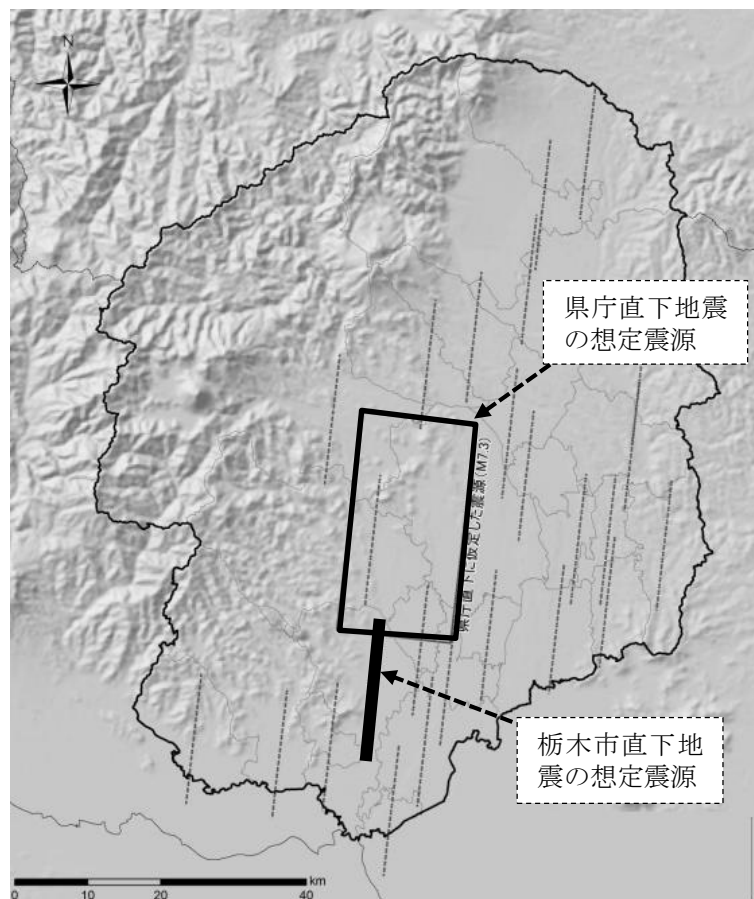
1 想定地震の設定

ここでは、「県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)」と、市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)のうち「栃木市直下に震源を想定した地震(M6.9)」について、その概要を示す。

(1) 県庁直下に震源を仮定した地震

首都直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、全ての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。

県庁直下に震源を仮定した地震では、首都直下地震対策専門調査会の設定を踏まえるとともに、より安全側の想定として、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年M7.3）相当の規模を設定している。



想定地震の震源分布図（栃木県地震被害想定調査報告書）

(2) 栃木市直下に震源を仮定した地震

栃木市役所の直下に震源を仮定するとともに、その規模を首都直下地震対策専門調査会の見解を踏まえM6.9として設定している。

2 発災ケース（季節・時刻）

地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なるため、次の3つのケース（季節・時刻）の被害を予測している。

- ① 冬深夜・・・多くが自宅で就寝中のため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。
オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
- ② 夏12時・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅外で被災するが多い。
木造建物の滞留人口は最も少ない時間帯で建物倒壊による死者は比較的少ない。
- ③ 冬18時・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。
オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

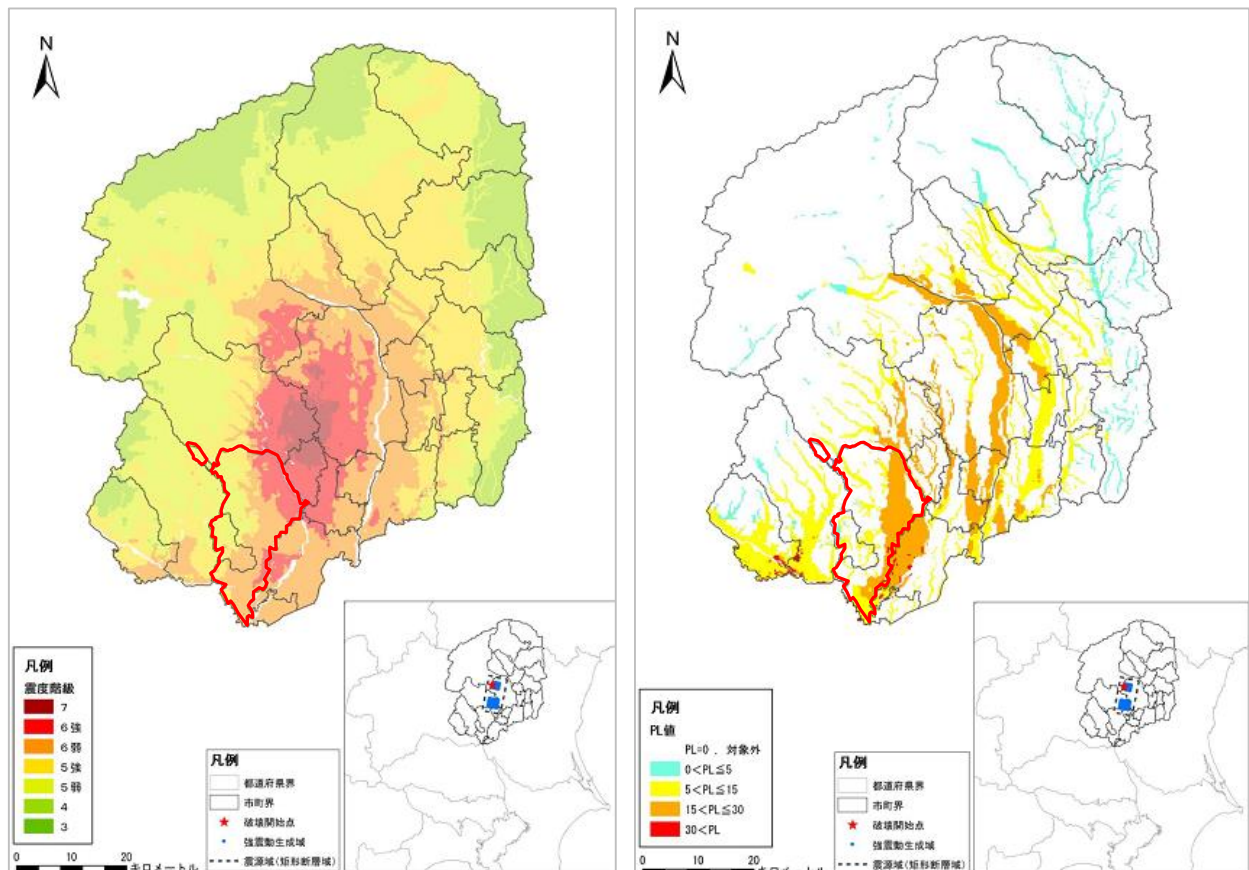
3 被害想定結果

本調査では、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について次のとおり予測されている。

(1) 県庁直下地震（M7.3）の被害等

思川沿いの低地などで震度6強となり、市内の広い範囲で震度5強以上となる。

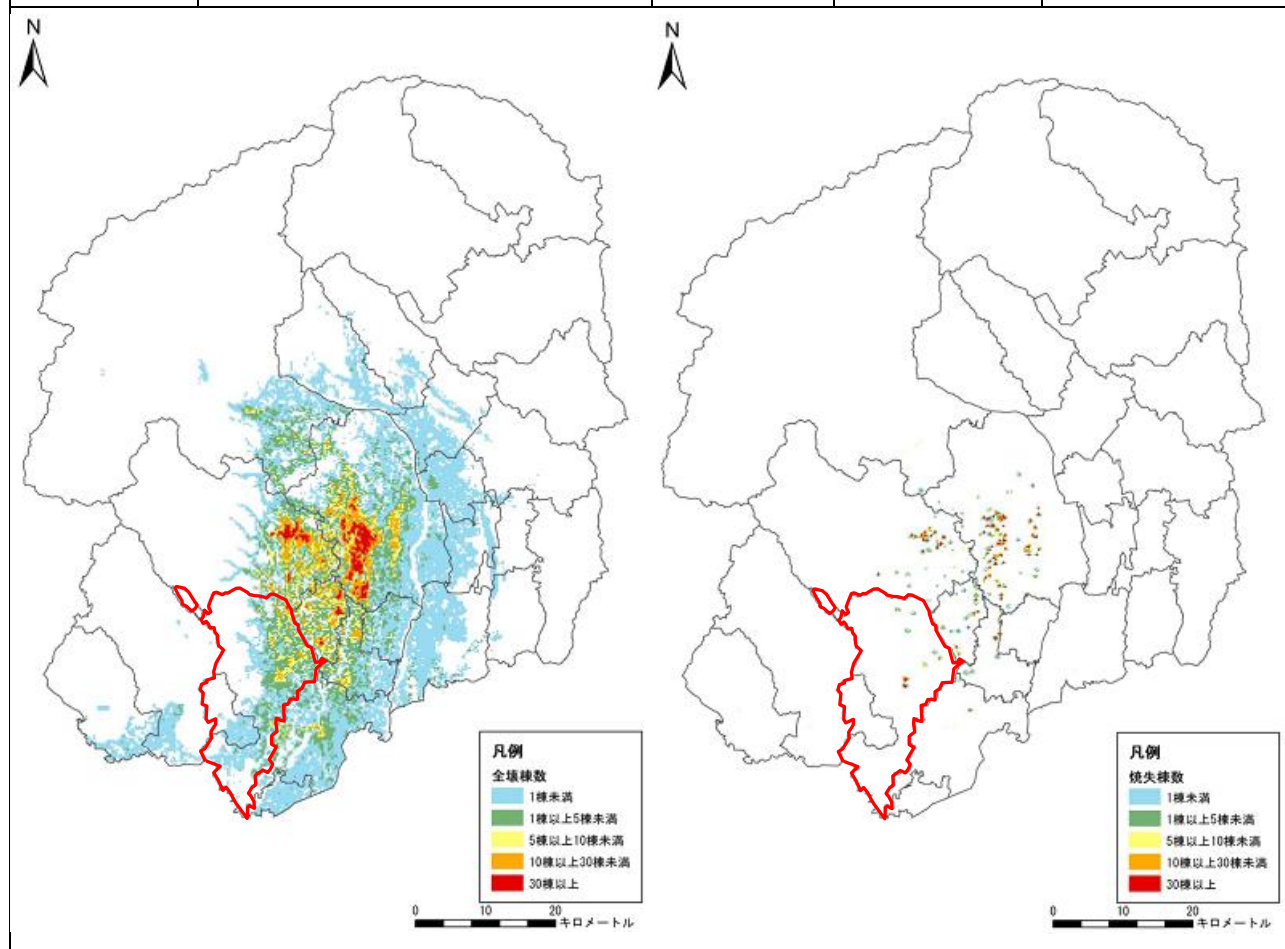
県庁直下地震（M7.3）の震度・液状化危険度分布図



(平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書)

県庁直下地震（M7.3）の予測被害量と全壊・焼失棟数分布図（風速 10m/s）

			冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊		4,848棟		
	半壊		15,958棟		
地震火災	出火		8件	10件	23件
	焼失		20棟	342棟	561棟
人的被害	死者数		301人	227人	245人
	負傷者数	重傷者数	522人	390人	411人
		軽傷者数	3,464人	2,587人	2,693人
	要救助者数		774人	607人	633人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	126,336人		
	下水道	支障人口	21,522人		
	電力	停電軒数	9,838軒		
	通信（固定電話）	不通回線	5,556回線		
	都市ガス	供給停止戸数	697戸		
	LPガス	供給停止戸数	8,181戸		
交通施設被害	道路被害		129箇所		
	鉄道被害		104箇所		
避難者数 （当日・1日後）	避難所		-	-	8,269人
	避難行動要支援者		-	-	1,516人
	避難所外		-	-	5,513人



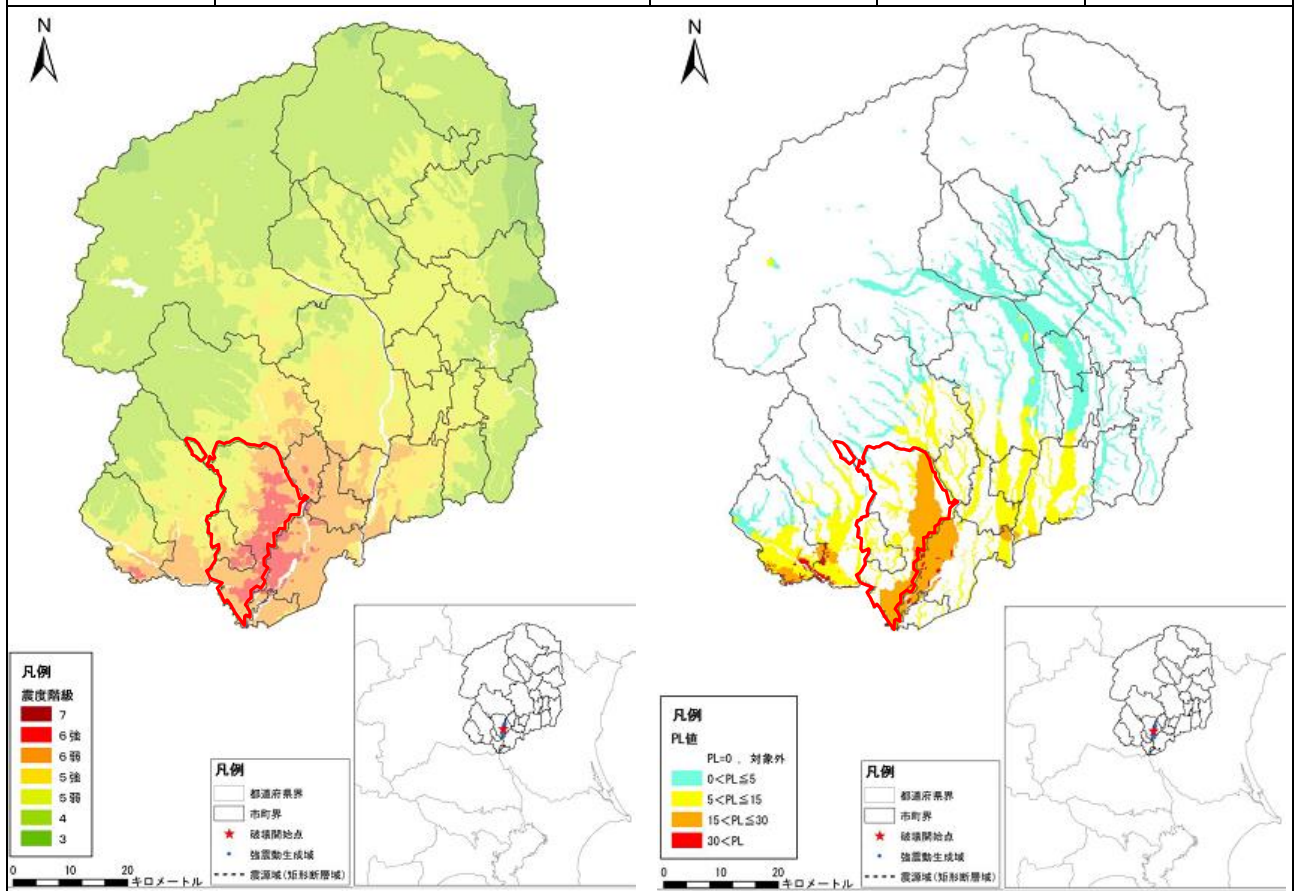
（平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書）

(2) 栃木市役所直下地震 (M6.9) の被害等

巴波川や永野川沿いの低地などで震度6強となり、ごく一部のエリアで震度7となるところもある。市内は広い範囲で震度5強以上となる。

栃木市役所直下地震 (M6.9) の震度・液状化危険度分布図と予測被害量 (風速 10m/s)

			冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊		10,738棟		
	半壊		22,921棟		
地震火災	出火		17件	21件	45件
	焼失		620棟	594棟	2,528棟
人的被害	死者		695人	508人	582人
	負傷者	重傷者数	1,183人	841人	917人
		軽傷者数	5,324人	3,997人	4,086人
	要救助者		1,755人	1,340人	1,415人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	132,790人		
	下水道	支障人口	23,915人		
	電力	停電軒数	14,614軒		
	通信 (固定電話)	不通回線	7,821回線		
	都市ガス	供給停止戸数	3,842戸		
	LPガス	供給停止戸数	10,057戸		
交通施設被害	道路被害		137箇所		
	鉄道被害		124箇所		
避難者数 (当日・1日後)	避難所		-	-	18,108人
	避難行動要支援者		-	-	3,286人
	避難所外		-	-	12,072人



(注) 予測被害量は、栃木市役所直下地震による旧栃木市内の被害と旧岩舟町役場直下地震による旧岩舟町内の被害を合算している。
(平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書)

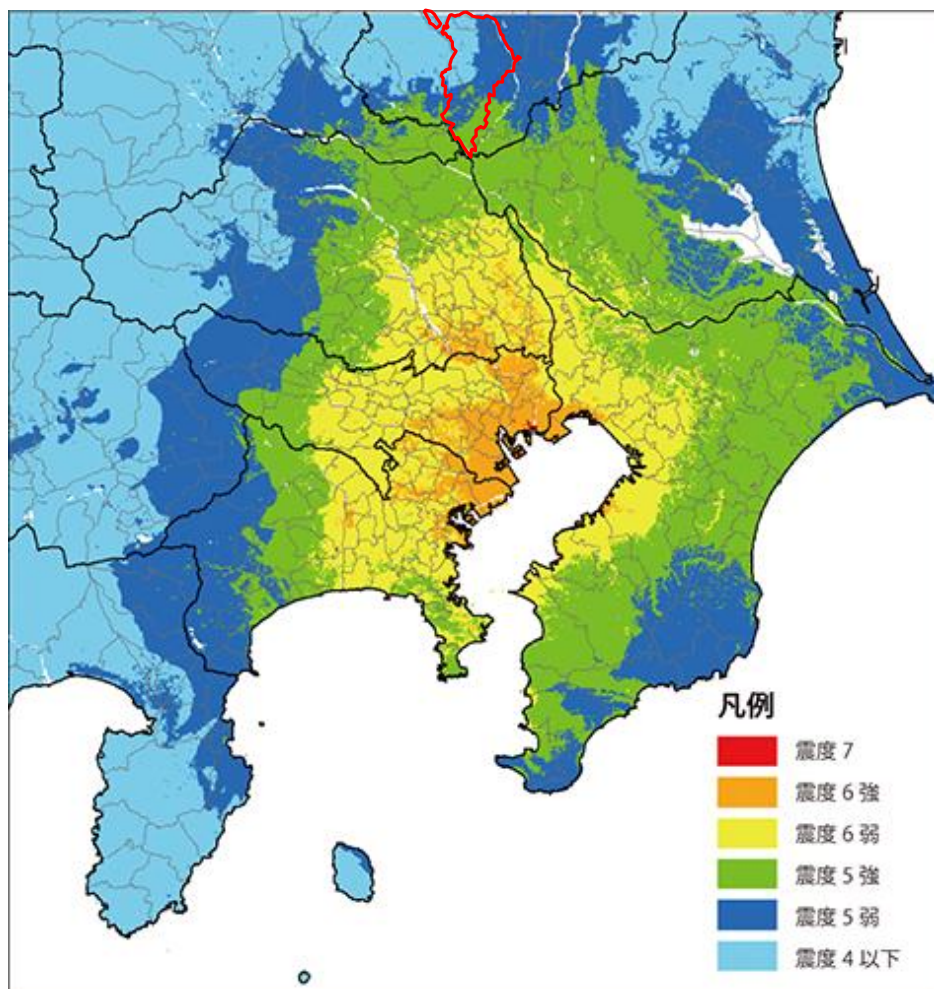
<資料 3-6 地震被害想定結果 (旧栃木市・旧岩舟町別) >

第2 首都直下地震の被害想定

1 地震規模、震源等の想定

中央防災会議の首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25（2013）年12月に取りまとめた最終報告において19通りの地震を示している。

そのうち最大の被害を及ぼす地震は、フィリピン海プレートの地殻内地震である「都心南部直下地震（Mw7.3）」で、県内では液状化や火災で建物の全壊等が約80戸と予想されている。



都心南部直下地震（Mw7.3）の震度分布予測

（中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ資料）

2 首都直下地震地方緊急対策計画について

国では、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定し、本県においては本市を含む6市1町（足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町）指定されている。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づき県が作成する「地方緊急対策実施計画」に定めるべき基本項目は、「栃木県地震減災行動計画」に含まれている。

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市、県及び防災関係機関は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 市民の防災意識の高揚

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

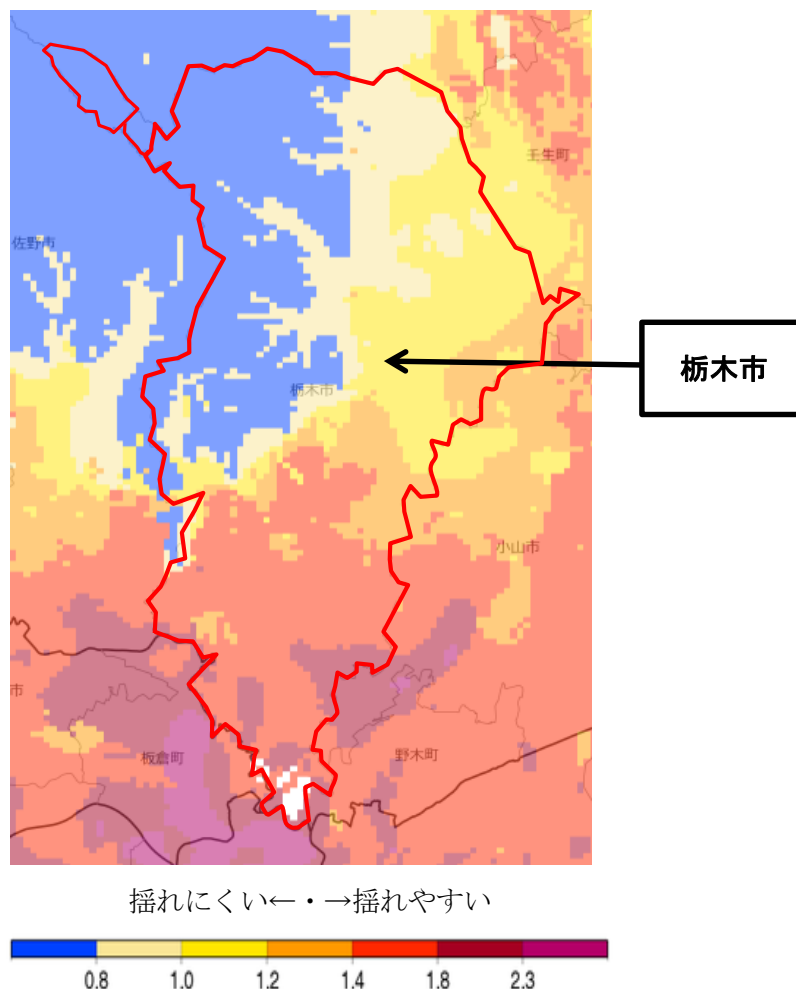
1 自主防災思想の普及、徹底

(1) 発生地震の想定

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」（本編第1章第1節第3参照）によると、市内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「高い」と評価されることから、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要があることを普及する。

(2) 地盤の揺れやすさ

防災科学技術研究所が公表している表層地盤の増幅率分布（下図参照）によれば、市域南部に県内でも特に揺れやすい地盤が広がっており、山地などの固い岩盤が地表近くまで迫る地域では揺れにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地では揺れやすくなっている。このため、自分の住む場所が揺れやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことを普及する。



表層地盤の増幅率分布（2021年版、防災科学技術研究所）

2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

ア 市民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、消防庁ホームページ「地震に自信を」を活用する。また、(一財)消防防災科学センター作成の外国人のための防災冊子「地震に自信を」を活用する。

ウ 消防団員、自主防災組織等による防災普及啓発活動の促進

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

(2) 啓発強化期間

- ・春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節第1の3に準ずる。

第3 職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準ずる。

第4 防災に関する調査研究等

震災は、地震の揺れの大きさや周期、継続時間とその地域の建物構造、密集度等地震の状況により被害状況の違いが予想される。

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について学習し、調査研究を推進するよう努める。

第5 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第5に準ずる。

第6 言い伝えや教訓の継承

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第6に準ずる。

第7 職員防災研修への参加促進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第7に準ずる。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第2に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

○市民が行う主な災害対策

（1）防災に関する知識の取得

- ・震度、マグニチュード等の知識
- ・過去に発生した地震被害状況
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

（2）各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3 自主防災組織の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準ずる。

第4 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

第5 婦人防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第6に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

（1）震災建築物応急危険度判定体制の整備

市（都市建設部）は、県が実施している震災建築物応急危険度判定実施体制と連携し、災害時の震災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

第7 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第7に準ずる。

第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、震災時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第3節に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

第1 消防訓練

市（総合政策部）及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第4節 避難行動要支援者対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節に準ずる。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第5節に準ずる。

第6節 震災に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、市及び県等は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の1に準ずる。

なお、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進においては、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮する。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(2)に準ずる。また、震災対策においては特に、災害時の重要拠点となる市庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第17節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(3)に準ずる。

(4) 火災に強い都市構造の形成

市(都市建設部)及び県(県土整備部、その他各部局)等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市(都市建設部、教育委員会事務局)及び県(環境森林部、県土整備部、教育委員会事務局)は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 再生可能エネルギーの導入拡大

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の4に準ずる。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、水害・竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2に準じて実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市(各部局)、消防本部、県(各部局)及び県警察は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を推進する。

第 7 節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・崖崩れ等から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第 1 斜面崩壊防止対策等の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 6 節第 2 の 2・3 及び第 7 節の第 2・第 6・第 7・第 8・第 9 に準ずる。

第 2 宅地造成地災害防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 7 節第 4 に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

1 大規模盛土造成地

市（総合政策部、都市建設部）は、県（県土整備部）が公表した大規模盛土造成地について、県と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第 3 軟弱地盤対策

1 液状化対策について

市（各部局）、県（各部局）及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

2 液状化マップの作成について

市（総合政策部）は、県（県民生活部・県土整備部）の支援を受け、液状化マップの作成・公表に向けた取組を進める。

第 8 節 農林水産業関係災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 10 節に準ずる。

第 9 節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、市は、県及び宇都宮地方気象台が発表する情報の活用を図る。

第 1 宇都宮地方気象台の対策

1 観測及び情報伝達システム

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計（「旭町（栃木市図書館）」に設置）に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、市及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

2 緊急地震速報の普及・啓発

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について市民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

3 「南海トラフ地震に関連する情報」の普及

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うことから、平時から発表時の市民等の防災対応について普及啓発に努める。

第 2 市の対策

市（総合政策部）及び消防本部は、地震発生時に迅速かつ的確な対応を図れるよう、「栃木県震度情報ネットワークシステム」及び気象庁の「緊急地震速報」等を活用し、迅速かつ的確な災害応急対策活動の実施に努める。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

第 10 節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第12節に準ずる。

第 1 1 節 避難体制の整備

市は、地震発生時に危険区域にいる市民、駅等に溢れる帰宅困難者、ホテルなど不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 13 節に準ずる。また、震災対策においては東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

第 1 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市（総合政策部）及び鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」に参加して、必要な情報収集を行う。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

(1) 企業等における対策

企業及び学校等は、次の事項を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 市民等への周知

市（総合政策部）及び県は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、(1) (2) の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

市（総合政策部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を駅近隣などに確保するよう努める。

一時滞在施設は市有施設を指定するほか、災害協定により民間施設を確保する。また、施設には帰宅困難者の受け入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（総合政策部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、協定を締結しているバス事業者と協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

帰宅困難者の誘導等の体制整備に当たっては、必要に応じて、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、県の支援を受ける。

5 徒歩帰宅者への支援

市（総合政策部）は、県（県民生活部）が進める災害時帰宅支援ステーションの確保のための取組に協力し、徒歩帰宅者の支援体制の整備に努める。

6 外国人への支援

市（生活環境部）は、栃木市国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情

報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

外国人支援体制の確保に当たって、市（生活環境部）及び栃木市国際交流協会は、必要に応じて県（産業労働観光部）及び（公財）栃木県国際交流協会の支援を受ける。

第2 県外避難者受入対策

1 避難受入場所の確保

県（県民生活部、経営管理部、教育委員会事務局、その他各部局）は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、県（県民生活部）は、市が県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、市はこれに協力する。

なお、県（県民生活部・その他各部局）及び市は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が行う。

県（県民生活部）は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、市が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- （1）避難所に関する全体調整
- （2）避難所を開設する施設の確保
- （3）総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- （4）避難所運営の人的・物的支援

また、県（保健福祉部）は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第1及び第4に準ずるほか、民間施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第12節 警察における活動体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第14節に準ずる。

第 1 3 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、市、消防本部及び県は連携して、火災予防の徹底に努める。また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市、消防本部及び県は、災害に備えた体制の整備充実を図る。

第 1 現状と課題

近年の本市における火災発生件数は、年間50～80件程度で推移しており、総出火件数の半数程度を建物火災が占めている。また、本市は木造建築物が多いことから、地震による建物の倒壊や火災の同時多発等の大きな被害が発生するおそれがある。

市、消防本部は、国、県が実施する火災予防運動、各種広報事業、民間防災組織の活動により、火災予防思想の普及に努めており、今後も火災予防対策を推進していく必要がある。

また、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員の定員割れが生じているため、今後は、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、さらなる消防力の強化を図っていく必要がある。

第 2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市（総合政策部）、消防本部及び消防団は、地域住民に対して防災訓練や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市（総合政策部）及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織である婦人防火クラブ、幼年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

市民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市（総合政策部）、消防本部、県（県民生活部・保健福祉部・県土整備部）及び婦人防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動の推進を図る。

3 防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第 3 消防力の強化

1 組織の充実強化

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

また、消防職員・団員を県消防学校に派遣するなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

2 消防施設等の整備充実

消防本部は「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

＜資料7-2 消防施設・設備の状況＞

3 消防水利の確保・整備

市（上下水道局）及び消防本部は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県（県民生活部）は市における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、市の整備計画の促進に努める。

（１）消防水利施設の整備

市（上下水道局）及び消防本部は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

（２）河川水の緊急利用

市（上下水道局）は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

（３）耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市（施設所管部局）及び県（経営管理部、県民生活部・教育委員会事務局・その他各部局）は、市庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

消防本部及び県（県民生活部）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第25節第４のとおり、広域的な消火応援受け入れ体制を整備する。

第４ 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第３の１に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第15節第４に準ずる。

4 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第15節第５に準ずる。

5 応援受入・連携体制の整備

消防本部及び県（県民生活部）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第25節第４のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。また、同節第５のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第 1 4 節 保健医療体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第16節に準ずる。

第 1 5 節 緊急輸送体制の整備

大規模震災発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、県、県警察及び国その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第17節に準ずる。

なお、震災対策における「第 2 陸上輸送体制の整備・1 道路管理者による輸送体制の整備・（1）道路・橋りょうの整備」は、次のとおりとする。

ア 道路の整備

道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 橋りょうの整備

道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

第 1 6 節 防災拠点の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第18節に準ずる。

第 1 7 節 建築物の災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県及び施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第 1 現状と課題

市内の耐震性を有する住宅は、令和 2 年度末時点で約 87.0% であるが、引き続き栃木市建築物耐震改修促進計画や栃木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき耐震化を促進する必要がある。

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、一部市町の庁舎が被災により一時期使用不能になり、役所機能の維持に支障が生じたことから、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、引き続き耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源など、必要な設備の整備に取り組む必要がある。

また、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことから、避難路沿道の安全確保のため、危険なブロック塀等への対策も課題となっている。

第 2 民間建築物の耐震性の強化促進

1 耐震診断、耐震改修の促進指導

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、栃木市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

2 耐震性に関する知識の普及

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザーの派遣、建築技術者向け耐震改修講習会の開催等の措置を講じる。

3 関係団体等の協力

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県住宅耐震推進協議会（（一社）栃木県建築士事務所協会内）等の協力を得て、市民への耐震改修の普及啓発等を実施する。

4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度（栃木市木造住宅耐震診断費補助金、栃木市木造住宅耐震改修費等補助金、栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金）の周知・活用促進を図る。

第 3 公共建築物の耐震性等の強化促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的

に推進する。

(1) 市本庁舎、総合支所の整備

市（施設所管部局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第18節第2の1（1）及び2（2）のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市本庁舎及び総合支所の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

市（教育委員会）は、震災時における児童生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。なお、市有施設の校舎、体育館については、耐震補強工事を実施済みである。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータを始め、テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市（都市建設部）は、新耐震基準導入前に建設された鉄筋コンクリート造の市営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な公共建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

市（施設所管部局）、県（各部局）及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市（施設所管部局）、県（各部局）及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第4 震災建築物応急危険度判定体制の整備

市（都市建設部）は、地震により被災した建築物の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、震災建築物応急危険度判定体制を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定士の養成

市（都市建設部）は、被災した建築物の危険度を判定する技術者を確保するため、県等が実施する

養成講習会に建築系技術者を派遣し、震災建築物応急危険度判定士として養成するよう努める。

2 被災地への派遣体制の整備

市（都市建設部）は、県（県土整備部）と連携し、震災建築物応急危険度判定士の被災地への派遣及び輸送体制、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

市（都市建設部）は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行うとともに、危険なブロック塀の除去に対する助成制度（栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金）の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。

2 窓ガラス等の落下防止

市（都市建設部）は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して指導啓発を行い、安全対策を図る。

3 エレベーター閉じ込め防止対策

市（都市建設部）は、地震によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、施設管理者に対して点検、補強の指導啓発活動を行う。

第6 家具等転倒防止

市（総合政策部）及び県（県民生活部）は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、普及啓発を図る。

第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市（都市建設部）は、平時から県（環境森林部、県民生活部、県土整備部）と調整し、災害時の対応方法を整理するとともに、情報の受け入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

市（都市建設部）は、平時から県（環境森林部、県土整備部）と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

第 18 節 インフラ施設等の災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第 1 輸送関係機関の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 1 に準ずる。

第 2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 1 に準ずる。

2 下水道施設

市（上下水道局）は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

<資料 19-2 下水道施設>

3 電力施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 3 に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

ア 設備の安全化対策

（ア）電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

（イ）電力の安定供給

- ① 供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。
- ② 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう、常日頃の訓練や体制を整える。

4 都市ガス施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 4 に準ずる。

第 3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

市（都市建設部）その他の河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

県（県土整備部）及び砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 3 の 1 に準ずる。

第 19 節 危険物施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第21節に準ずる。

第 20 節 岩石採取場等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第22節に準ずる。

第 21 節 学校・社会施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第23節に準ずる。

第 22 節 航空消防防災体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第24節に準ずる。

第 23 節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第25節に準ずる。

第 24 節 孤立集落の災害予防対策

震災発生時に土砂崩れによる道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市、県及び市民は連携して、平常時から情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第 1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 1 に準ずる。

また、平成16年の新潟県中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震では、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第 2 孤立可能性地区の実態把握

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 2 に準ずる。

第 3 未然防止対策の実施

道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 3 ・第 4 に準ずる。

第 25 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第27節に準ずる。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

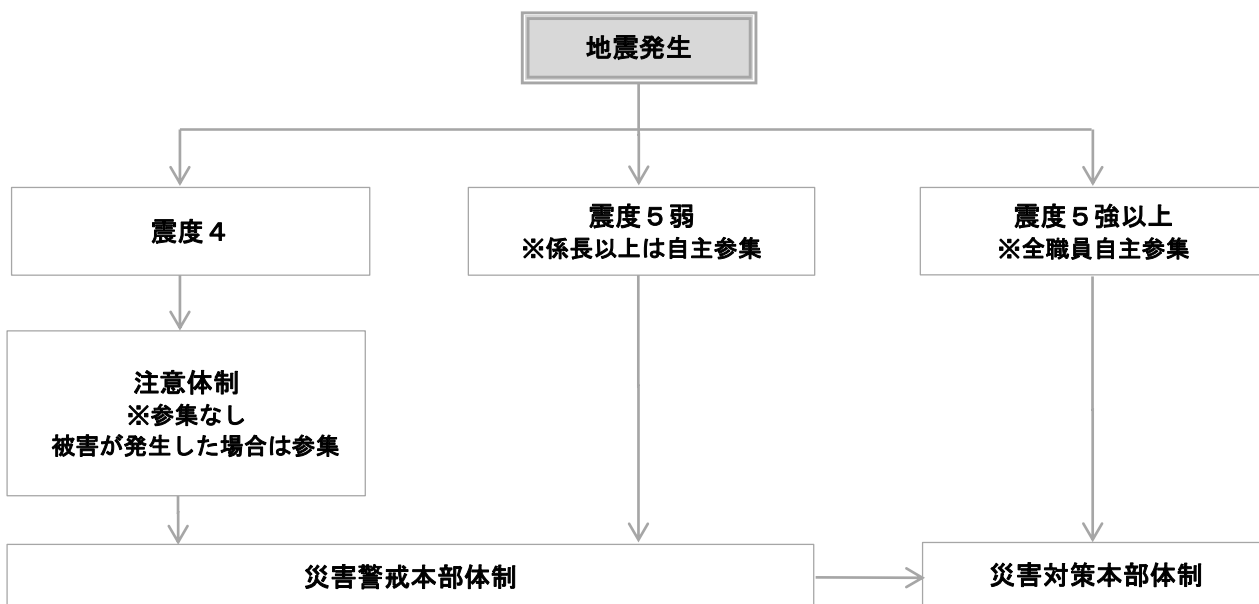
大規模な地震発生時に、震度に合わせて災害対策の中核となる組織を設置し、関係機関と連携して被災者の救助・救護等応急対策活動を迅速かつ的確に実施する体制を確立する。

第1 市の配備体制

1 配備体制

地震時の市職員の配備基準は次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて配備体制を拡大又は縮小する。

体制	配備内容	配備基準	備考
注意体制	参集なし ※被害が発生した場合は参集 ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害警戒本部体制設置の連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始	震度4の地震が発生したとき	注意体制中に、配備を強化する必要がある場合は、災害警戒本部体制に移行する。
災害警戒本部体制	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じて自主参集とする。 （係長以上は自主参集）
災害対策本部体制	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	震度5強以上の地震が発生したとき、又は大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合は、初動緊急特別体制を配備し、職員が参集次第、災害対策本部体制に移行する。 （全職員自主参集）



※震度は、市内で観測された最大震度とする。

動員配備表（災害対策本部設置時の部班構成）

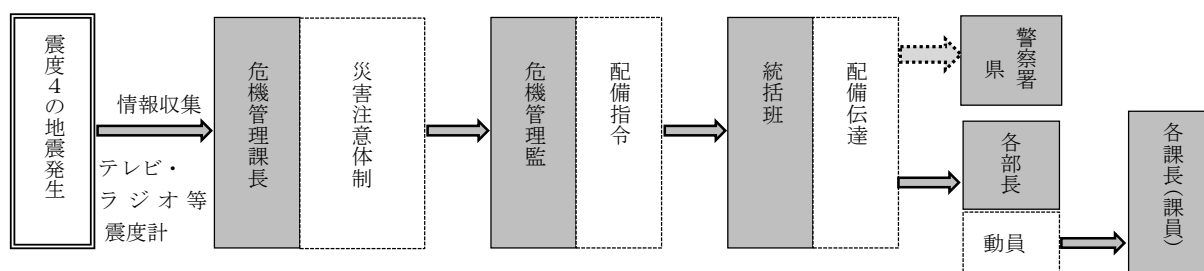
部	班	配備体制		
		注意体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
本部長	市長			○
副本部長	副市長、教育長		○	○
	危機管理監	○	○	○
統括部	統括班	○	○	○
	渉外班		○	○
	情報収集班		○	○
	広報班		○	○
総務部	職員班		○	○
	管財班		○	○
	被害調査班		○	○
	財政班		○	○
	大平地域総務班	○	○	○
	藤岡地域総務班	○	○	○
	都賀地域総務班	○	○	○
	西方地域総務班	○	○	○
	岩舟地域総務班	○	○	○
生活環境部	被災者支援班		○	○
	災害ごみ対策班		○	○
	防疫衛生班		○	○
	交通防犯対策班		○	○
救援救護部	福祉救援班		○	○
	救護班		○	○
産業振興部	物資調達班		○	○
	農林班		○	○
都市建設部	道路河川復旧班		○	○
	住宅復興班		○	○
上下水道部	下水道班		○	○
	水道班		○	○
避難所運営部	避難所班		○	○
消防部	消防本部班	○	○	○
	栃木地域消防班（消防第１・第２課）	○	○	○
	栃木地域消防班（消防団）			○
	各地域消防班（各分署）	○	○	○
	各地域消防班（消防団）			○

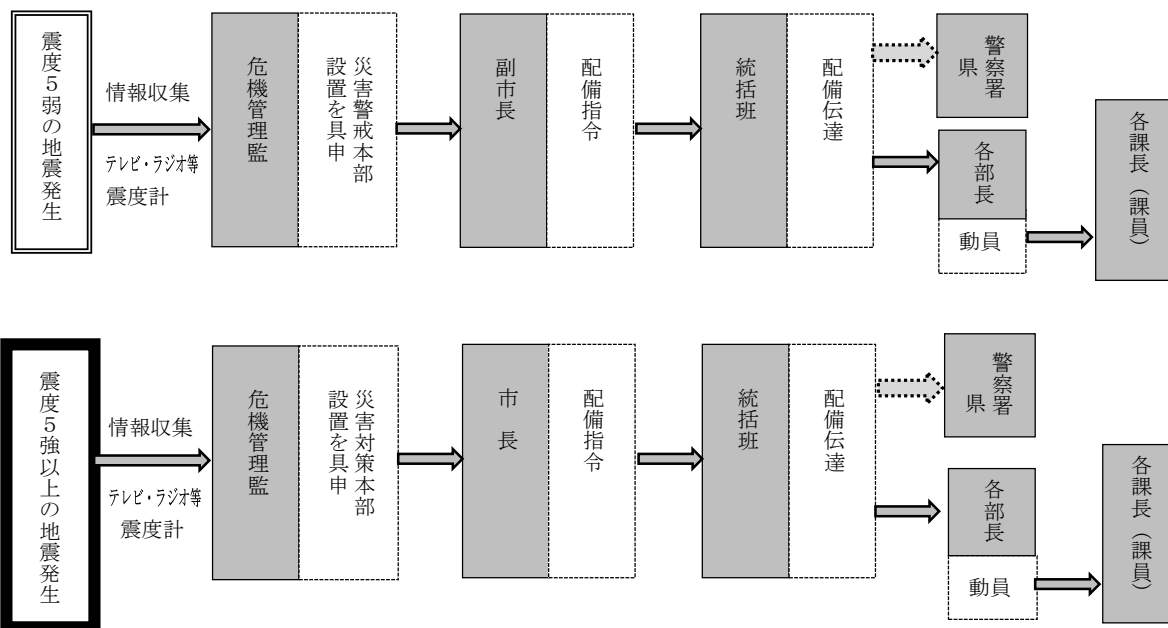
2 動員体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第３章第１節第１の２に準ずる。

ただし、地震時の動員連絡系統は、次のとおりとする。

地震時の動員連絡系統





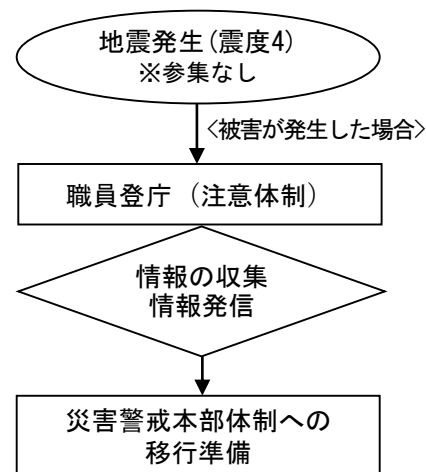
第2 市の災害活動体制

1 注意体制による活動

市は、市内において震度4の地震が発生した場合、注意体制をとる。

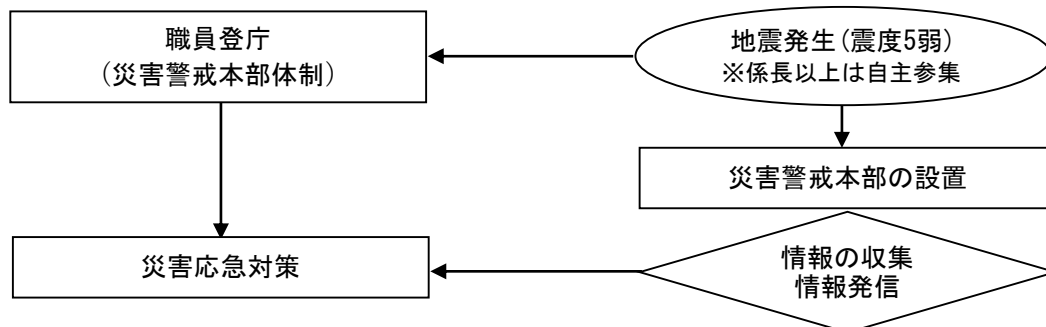
危機管理監を責任者とし、市内で被害を覚知した場合、注意体制で動員配備となる職員が直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- ア 災害情報の収集（被害状況の把握）
- イ 災害警戒本部設置への移行準備
- ウ 情報発信（報道、市民）の開始



2 災害警戒本部体制（災害警戒本部の設置）

市内で震度5弱の地震が発生した場合等に市は災害警戒本部を設置し、災害警戒本部体制により総合的な災害警戒を行う。



その他災害警戒本部の設置、運営に関することは、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の2（2）～（5）に準ずる。

3 災害対策本部体制（災害対策本部の設置）

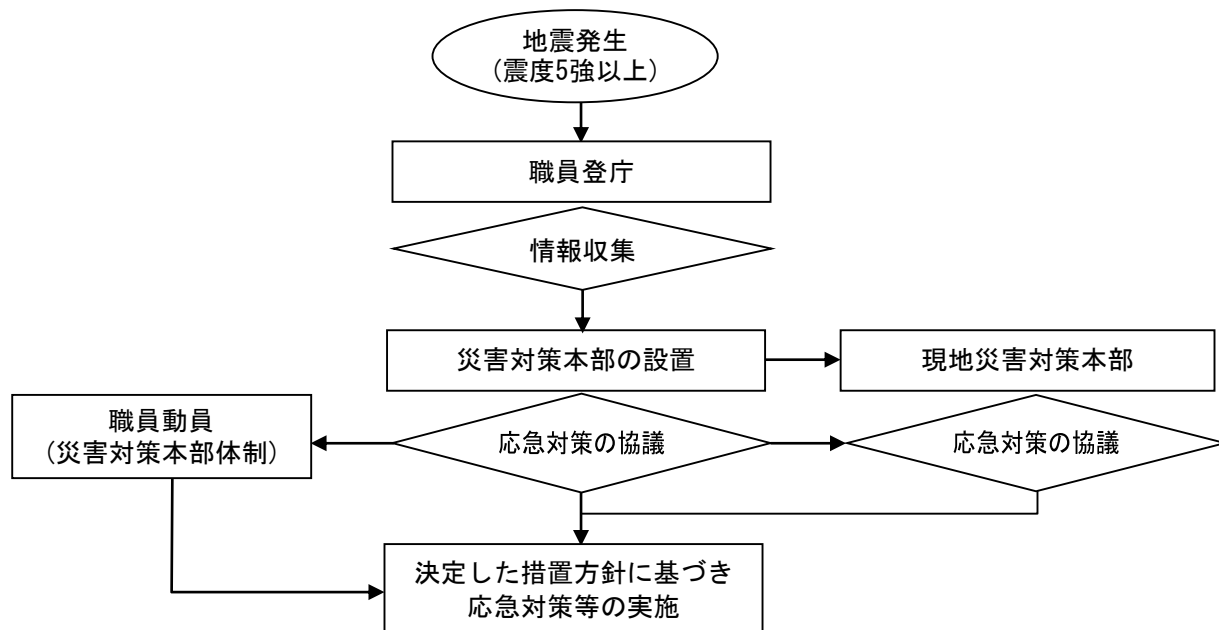
市内で震度5強以上の地震を観測したときなど次の場合に市は災害対策本部を設置し、災害対策本部体制により総合的な災害応急対策を行う。

ア 市内に最大震度5強以上の地震が発生したとき（自動的に設置）

イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

ウ 市内に災害救助法を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

また、被災現地における災害対策本部の事務の一部を行う機関として、現地災害対策本部を適宜設置し、被災現地における救援活動を機動的に実施する。



その他災害対策本部の設置、運営に関することは、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の3（2）～（10）に準ずる。

第3 県との連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3に準ずる。

第4 業務継続性の確保

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第4に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難勧告等の判断のため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 市の収集伝達体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第1に準ずる。

第2 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台、県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの)

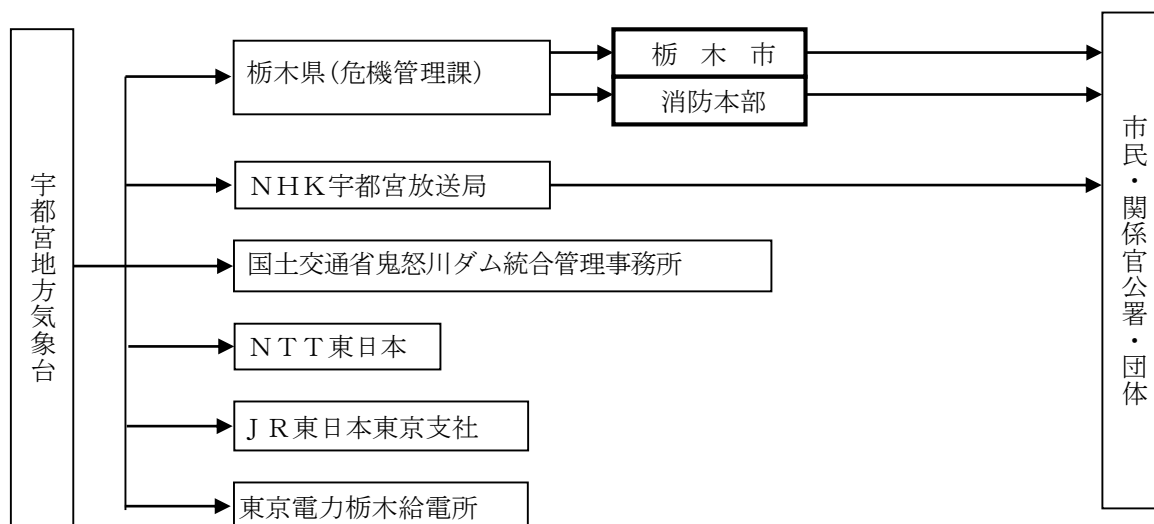
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 異常現象等の通報

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第2の7に準ずる。なお、「災害」については「地震」に読み替える。

第3 被害状況等の収集

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第3に準ずる。

第4 被害状況の報告

1 市・消防本部の報告

(1) 市(統括班)及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。
その他水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 2 節第 4 に準ずる。

第 5 通信手段の確保

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 2 節第 5 に準ずる。

第 6 放送要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 2 節第 6 に準ずる。

第 3 節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 4 節に準ずる。

第 4 節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 5 節に準ずる。

第5節 災害発生時の避難対策

地震発生時における人的被害を軽減するため、市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。更に、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 避難指示及び警戒区域の設定の内容

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第1に準ずる。

なお、震災対策における避難指示等は、次のような場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

第2 避難所の開設、運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第2に準ずる。

なお、震災対策における避難所開設は、次のような手順で必要な範囲の市民に対して行う。

ア 避難所担当職員及び施設管理者は、地震発生直後から目視等により避難所の安全点検を行い、市本部（避難所運営部）に報告する。

イ 市本部は、必要に応じて震災建築物応急危険度判定士を派遣し、避難所建物の危険度を判定する。

ウ 避難所担当職員、施設管理者は、以上の調査により安全が確認されるまで、避難者を安全な場所に待機させる。

第3 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市（統括班、広報班）及び県は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設、観光施設等の事業者・管理者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者や観光客を一時滞留が可能な安全な場所へ誘導し、保護する。

2 一時滞在施設の開設

市（統括班、避難所班）は、指定避難所を一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受け入れを行う。

(1) 一時滞在施設（避難所）への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、最寄りの避難所に従業員や児童生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、観光施設の管理者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、最寄りの避難所に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市や警察署と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、市（統括班）が警察署と協力して、一時滞在施

設（避難所）に誘導するよう努める。

市（統括班）は、帰宅困難者が多数発生するなど一時滞在施設への誘導が困難であるときは、協定を締結しているバス事業者に帰宅困難者の輸送を依頼する。その他帰宅困難者の一時滞在に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

（２）一時滞在施設（避難所）での対応

市（物資調達班、避難所班）は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、避難所の運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、市（統括班）は、帰宅困難者の支援に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

このため、県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市（情報収集班）に提供する。また、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市（情報収集班）に提供する。

３ 徒歩帰宅者の支援

県の実情により民間事業者が災害時帰宅支援ステーションを開設した場合、市（広報班）は徒歩帰宅者に対して災害時帰宅支援ステーションの開設情報等の提供を行う。

４ 外国人への支援

市（広報班）は、災害の規模・被害等に応じ、一時滞在の外国人のため多言語による情報提供を行うことにより、外国人の安全確保に努める。

第４ 県外からの避難者の受入

１ 初動対応

市（統括班）は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、その受け入れに努める。

県（県民生活部）は、県外からの避難者が発生したと認められる場合は次のとおり対応し、市はこれに協力する。

（１）受入方針の決定

市（統括班）は県（県民生活部）と調整の上、県外からの避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外からの避難者の受入方針を決定する。

（２）県外広域避難所の選定

市（統括班、避難所班）は県からの要請に基づき、指定避難所の中から県外広域避難所を選定する。

（３）県外広域避難所の開設・運営

市（避難所班）は、本節第２に準じて県外広域避難所の開設、運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

２ 避難者の支援

（１）県外からの避難者への総合的な支援

市（避難所班、被災者支援班）及び県（県民生活部、その他部局）は、自主防災組織、自治会、ボランティア、栃木市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会等と協力して、県外からの避難者の支援に努める。

（２）県外からの避難者の地域コミュニティの形成支援

市（被災者支援班）及び県（県民生活部）は、県社会福祉協議会や栃木市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外からの避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第5 広域一時滞在

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第5に準ずる。

第6 被災者台帳の作成

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第6に準ずる。

第6節 要配慮者の支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節に準ずる。

第7節 警察における活動体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節に準ずる。

第8節 救急・救助活動・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限に止めるため、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、県警察及び自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 市民及び自主防災組織の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第1に準ずるほか、地震時は次の措置を講じる。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

火災発生を防止するため、次の予防措置を講じる。

ア 家庭

(ア) 揺れが収まったら、使用中の火気を直ちに遮断する。

(イ) 都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類タンクの元バルブ等を閉止し、電気のブレーカーを遮断する。

イ 自主防災組織

各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 家庭

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織

近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防署、消防団が到着したときはその指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 消防署に通報する。

(2) 防火管理者等の指揮により消防計画に基づき、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市・消防本部の活動

1 救助活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の1に準ずる。

2 救急活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の2に準ずる。

3 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防本部は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防本部は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、市民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

＜資料7-2 消防施設・設備の状況＞

4 県消防防災ヘリコプター等の緊急運航の要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の3に準ずる。

第4 消防相互応援等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第3に準ずる。

第5 消防、警察、自衛隊の連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第4に準ずる。

第9節 医療救護活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節に準ずる。

第 1 0 節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第 1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 3 節第 1 に準ずる。

2 土砂災害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 3 節第 2 に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。

第 2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市（住宅復興班）は、余震に伴う建築物の倒壊を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

（1）注意喚起の実施

市（救護班）は、市民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し石綿を含む粉じんのばく露防止についての注意喚起を行う。

（2）石綿露出状況の把握

市（被害調査班）は、県（環境森林部、県民生活部）に対し、建築物等の倒壊・損壊の情報等を提供し、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に協力する。

（3）解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県（環境森林部、県土整備部）は、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、市、解体業者、建設・土木業者等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

第 1 1 節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 11 節に準ずる。

第 1 2 節 物資・資機材等の調達・供給活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 12 節に準ずる。

第 1 3 節 農林水産業関係対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 13 節に準ずる。

第 1 4 節 保健衛生活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第14節に準ずる。

第 1 5 節 障害物等除去活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第15節に準ずる。

第 1 6 節 災害廃棄物処理活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第16節に準ずる。

第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第17節に準ずる。

第 1 8 節 住宅応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第18節に準ずる。

第 1 9 節 インフラ施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第19節に準ずる。

第 2 0 節 危険物施設等の応急対策

火災・事故災害対策編第 3 部第 3 章の規定に準ずる。

第 2 1 節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第21節に準ずる。

第 2 2 節 ボランティアや義援金・寄付金の受入

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第22節に準ずる。

第 2 3 節 孤立集落の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第23節に準ずる。

第 2 4 節 自主防災活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 24 節に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第1節に準ずる。

第2節 住民生活の早期再建

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第2節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、県及び市等は、その制度の普及促進に努める。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第3節に準ずる。

第5章 南海トラフ地震関連情報発表時の緊急応急対策

第1節 基本方針

第1 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とするものである。

しかし、市内で想定される震度は最大で震度5強であり、推進地域には指定されていない。

これらのことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、本編第2章及び第3章に準じて対応することを基本方針とする。

第2 南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合の対応

国は、南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定地方公共機関、企業等が取るべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめるために参考となる事項が記載された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日）を発表している。

また、気象庁は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、その情報に対する防災対応の流れを定めており、地震発生が高まった場合は、土砂災害警戒区域からの避難や市民への注意喚起を行う必要があるため、その基本対応を定める。

第2節 南海トラフ地震関連情報発表時の対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

1 情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

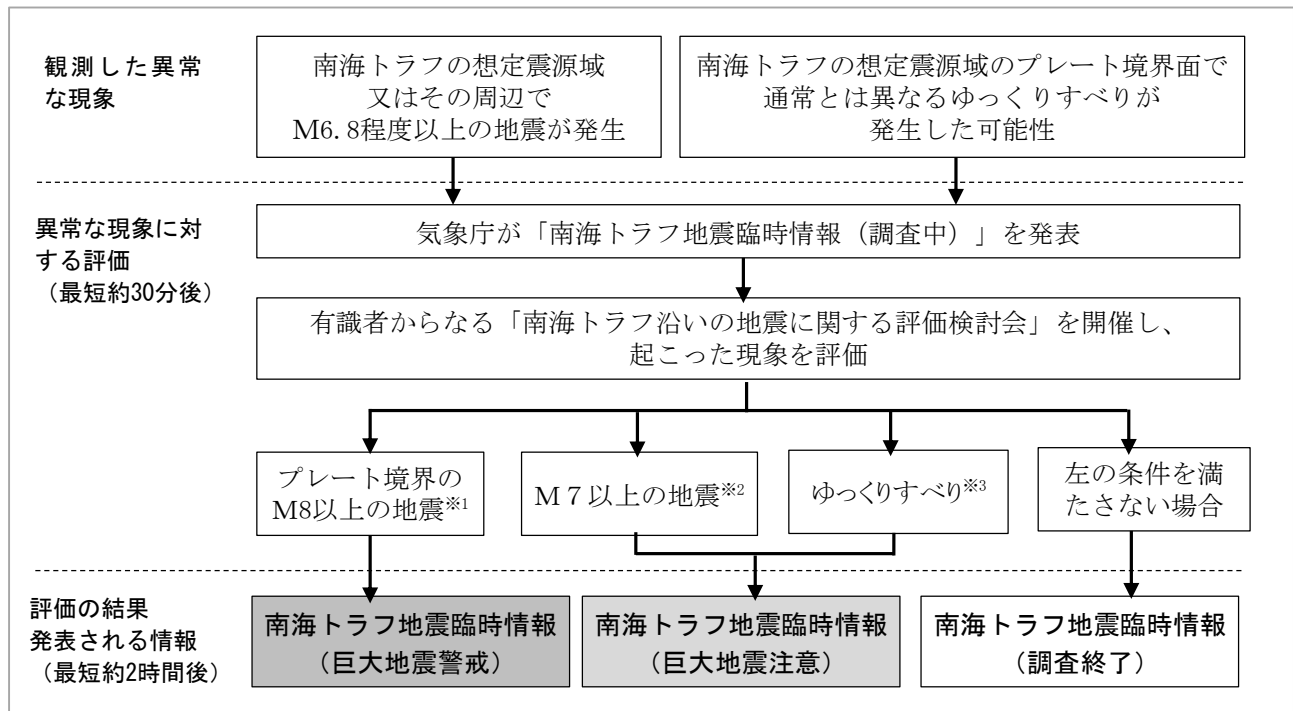
2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード及び各キーワードを付記する条件

気象庁は、次のとおり情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

キーワード	内容
調査中	下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 情報発表のながれ

異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれは、次のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2 災害対応

最初の地震により市が被災した場合は、第3章により災害応急対策を実施する。

被災地域にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して次の防災対応をとる。

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2時間程度～ 1週間	〈巨大地震警戒対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて避難を自主的に実施	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～ 2週間	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて避難を自主的に実施	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

1 巨大地震警戒対応

市（統括班、避難所班）は、土砂災害警戒区域を対象として高齢者等避難を発令し、指定緊急避難場所を開設して避難者を受け入れる。

また、その他の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

2 巨大地震注意対応

市（統括部）は、土砂災害警戒区域を対象として自主的な避難を呼び掛け、指定緊急避難場所を開設する。